

● 協議第22号『各種協定項目の取扱い[その6]』について

両市町で実施している住民サービスや事務事業を新市でどう取り扱うかを協議するため、各種協定項目の取扱い[その6]が提案され、原案どおり承認されました。

例えば...

農業委員会委員の定数及び任期は、

堺市制度で実施しますが、美原町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用する提案となっています。

美原町の農業委員会の選挙による委員については、堺市の農業委員会の委員の在任期間である平成17年7月14日まで、引き続き堺市農業委員会の選挙による委員として在任するものとします。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職します。

なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整します。

● 協議第11号『地域審議会の取扱い[その2]』について

第3回協議会で、「新市において、美原町区域に設置する」ことが承認された地域審議会について、組織や運営に関する事項が提案され、原案どおり承認されました。

承認された主な内容は以下のとおりです。

地域審議会の設置に関する事項

○ 所掌事項

- ・ 設置区域に係る市町村建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること
- ・ 設置区域に係る市町村建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること

○ 設置期間

- ・ 合併の日から平成27年3月31日まで

○ 組織

- ・ 委員は20人以内
- ・ 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域内に存する事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱
公共的団体の役職員
学識経験者
公募により選任された者(2人以内)

詳細は、当協議会のホームページや両市町の情報提供窓口に配架の協議会資料をご覧ください。